

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
矯正施設 (刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院) 矯正研修所	国	・矯正施設の被収容者に対する処遇 ・矯正施設の職員に対する研修	・刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)においては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、受刑者に対する改善指導が義務付けられることとなり、被害者の視点を取り入れた教育についても、特別改善指導の一類型として、全施設で実施するなど、犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇の実施に努めている。 ・少年施設(少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)においては、犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇を実施する(犯罪被害者等に関する事項の必要な情報の収集及び少年簿への記載、被害者の視点を取り入れた教育の実施)。 ・被収容者たる加害者との面会又は信書の発受を希望する犯罪被害者等に対して、法令に基づき、面会又は信書の発受について適切な運用を行う。 ・矯正施設の職員に対し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めさせる研修の充実を図っている。	・矯正処遇を実施することにより、加害者側に働きかけを行う形態の支援 ・矯正施設の職員に対する研修の実施により、加害者側への働きかけを一層充実させる形態の支援	(設置状況) ・刑務所(59)、少年刑務所(8)、拘置所(7)、少年院(53(分院を含む。))、少年鑑別所(52(分所を含む。))、婦人補導院(1) ・矯正研修所、矯正研修所支所(8)
地方更生保護委員会	国	・刑務所からの仮釈放の許可及び取消し ・少年院からの仮退院及び退院の許可等	・仮釈放審査における被害者感情の調査を実施 ・ストーカー事犯者、性犯罪事犯者等の仮釈放等に際しては、事案に応じて、被害者への接近を禁止する等の特別遵守事項を設定	・仮釈放に際しての被害者感情の調査 ・加害者である仮釈放者及び仮退院者に対する保護観察中遵守すべき特別遵守事項の設定	(設置状況) 全国8か所
保護観察所	国	・保護観察の実施 ・地域住民の犯罪予防活動の助長 ・矯正施設収容中の者の帰住先の環境調整等	・加害者である保護観察対象者に対するしょく罪指導 ・ストーカー事犯者、性犯罪事犯者等の保護観察に際しては、事案に応じて、被害者への接近を禁止する等の特別遵守事項を設定し保護観察の指導を実施	・加害者である保護観察対象者に対する指導	(設置状況) 全国50か所

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
法務局・地方法務局の人権擁護部(課) 各都道府県人権擁護委員連合会	国 地方公共団体	法務局・地方法務局の人権擁護部(課)及び各都道府県人権擁護委員連合会では、常設及び特設の人権相談所において面接や電話により人権相談を受け付けているほか、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始して事実関係を調査の上、人権侵害が認められれば事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害により受けた被害の救済及び予防に努めている。	常設及び特設の人権相談所及び専用相談電話「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」等を通じて、犯罪被害者等からの人権相談を受け付けているほか、犯罪被害者等から被害申告があった場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害の救済及び予防に努めている。	相談及び調査・救済	(人員体制) 法務局・地方法務局(50か所)及びその支局(288か所)に、人権擁護事務を取り扱う法務局職員を配置している。また、全国に約1万4,000人の人権擁護委員を配置し、そのうち954人を、子どもの人権問題を専門に扱う子どもの人権専門委員に指名している(平成18年4月1日現在)。 (設置状況) 法務局・地方法務局及びその支局に常設相談所を設置しているほか、随時、市町村役場、デパート、社会福祉施設等において特設相談所を開設し、これらの相談所で人権侵害の被害申告を受け付けている。 また、法務局・地方法務局の本局に専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」を開設している。
教育相談所 教育センター	都道府県及び市町村 (教育委員会が管理)	教育相談の実施、教員についての調査・研究、教職員の研修等を行う。	犯罪被害者等である児童生徒を含む心のケアを必要としている児童生徒等に対する相談業務 等	支援のための体制整備	全国1,953か所 都道府県・指定都市 218 市町村1,735
児童相談所	都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	①相談、調査、診断、判定、援助決定 ②在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託 等 ③一時保護 等	①相談、調査、診断、判定、援助決定 ②在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託 等 ③一時保護 等	①相談、調査、診断、判定、援助決定 ②在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託 等 ③一時保護 等	(人員体制) ・所長のほか児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等が中心的職種。 (設置状況) 191か所(平成18年4月1日現在)※一時保護所を併設する児童相談所は113か所
精神保健福祉センター	都道府県 指定都市	①精神保健福祉に関する知識の普及 ②精神保健福祉に関する調査研究 ③精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導 ④保健所、市町村その他的精神保健福祉関係機関に対し、技術指導・相談援助	犯罪被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健福祉に関する相談支援を行っている。	相談支援の実施	(人員体制) 医師(精神科の診察に十分な経験を有するもの)、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士等の様々な職種を配置している。 (設置状況) 62都道府県・指定都市に64施設が設置されている。

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
医療施設	国 都道府県 市町村 医療法人 個人 等	医療の提供	患者に対し、病状に応じた適切な医療サービスを提供する。また、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するためには、管理者が医療に関する一定の情報について都道府県に報告し、都道府県が集約した情報をインターネット等で分かりやすく提供する。	診療、医療情報の提供 等	(人員体制) 例 医師数 27万371人(平成16年 医師・歯科医師・薬剤師調査) (設置状況) 医療施設 数 17万4,920施設 (医療施設動態調査 平成18年4月末概数)
公共職業安定所	国	職業紹介及び雇用保険関係業務	事業主の求めに応じ、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施とともに、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す方が生じた方に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を実施	来所相談	(人員体制) 職員 1万2,158人(平成18年4月1日現在) (設置状況) 591か所(平成18年4月1日現在)
独立行政法人 雇用・能力 開発機構都 道府県セン ター	独立行政法 人 雇用・能力 開発機構	雇用管理の改善に関する業務 等	事業主の求めに応じ、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施	来所相談	(人員体制) 職員 676人(平成17年4月1日現在) (設置状況) 47か所(平成17年4月1日現在)
保健所	地方自治体	地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な事項に係る企画・調整・指導及びこれらに必要な事業の実施	・犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力 ・犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等の常備及び提供	情報提供	(設置状況) 全国549か所(平成17年4月現在)
要保護児童 対策地域協議会	市町村 等	市町村域において、要保護児童等を支援していくため、関係機関等が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。	要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議	要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議	(人員体制) 関係機関により構成 (設置状況) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置状況(平成17年6月1日現在) 1,224市町村(51.0%) (全市町村2,399市町村)
都道府県労 働局総務部 企画室	国	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること	①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ②都道府県労働局長の助言・指導に関する事務 ③紛争調整委員会によるあっ旋に関する事務	(相談について) 電話、面接	(人員体制) 労働紛争調整官、総合労働相談員 等 (設置状況) ・都道府県労働局総務部企画室 47か所(都道府県各1か所) ・総合労働相談コーナー 都道府県労働局総務部企画室、主要労働基準監督署等約300か所に設置